

静岡県告示第140号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項の規定に基づき、次のように家畜、精液、受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）、家畜の死体、排せつ物、敷料、飼料及び家畜飼養器具の移動を制限する。

令和元年7月8日

静岡県知事 川勝平太

1 移動を制限する家畜の種類

豚及びいのしし

2 家畜伝染病の種類

豚コレラ

3 移動を制限する期間

令和元年7月8日から当分の間

4 移動を制限する区域

家畜保健衛生所長が別に定める農場